

別表5 (第8条関係)

「令和6年度高崎市食品衛生監視指導計画（案）」に関するパブリックコメントの実施結果

○意見等の募集期間：令和6年1月26日～令和6年2月15日

○意見等の受付件数：1団体 5件

(提出方法の内訳：郵便0人、ファクス0人、電子メール1団体、持参0人)

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

(1) 「令和6年度高崎市食品衛生監視指導計画（案）」についての意見

番号	意見等の概要	市の考え方
1	食中毒低減に向け、これまでの取り組みが結果となっていると評価できる。	引き続き、事業者・市民等への講演会や広報・ホームページ等による食中毒防止の啓発、食品安全に係る情報提供を実施してまいります。
2	食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を、講演会や広報により周知し、必要なリスクコミュニケーションの実施による食品安全意識の醸成に努めていただくよう要望します。	広報等により食品安全やリスクに関する正しい情報を周知するとともに、講演会やリスクコミュニケーションを実施し、市民の方の食品安全に対する意識の向上に努めてまいります。
3	令和6年度の食品衛生監視指導計画の実施にあたり、計画通り進められるよう、職員の体制確保や健康管理、非常時対応における準備を行ってください。	計画どおり進められるよう職員の体制を確保し、非常時にも迅速に対応できるよう準備を行ってまいります。
4	食品取扱施設への監視指導について、軽微な指摘事項も含め書面でのフィードバックできる仕組みと次年度以降の計画への反映を要望します。また、リスクの高い事業所への監視が無理なく行われるよう、検査精度の向上や立入時期や回数を見直しバランスの取れた計画の検討を要望します。	引き続き、食品取扱施設への監視においては、指摘事項の書面によるフィードバックを行います。また、施設が取り扱う食品の危害の程度や施設の規模によるランク分けを行い、ランクに応じた回数の監視を実施するとともに、研修参加による監視員の資質向上に努めてまいります。
5	市民への食品安全に係る情報提供について、計画にある取り組みを遂行してほしい。また、対象者が限定的にならないような情報提供を要望します。	市民に対して、食品安全に係る必要な情報を計画どおり提供してまいります。また、対象者が限定的にならないよう、様々な媒体を用いて情報提供を行ってまいります。

2. 寄せられた意見等による、計画（案）の修正はありません。

【問い合わせ先】

高崎市保健医療部生活衛生課

電話：027-381-6116

ファクス：027-381-6124

電子メール：seikatsu-eisei@city.takasaki.gunma.jp